

お知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者のみなさんへ

所得や資格要件の確認のため、児童扶養手当を受けている方は「現況届」、特別児童扶養手当を受けている方は、「所得状況届」を提出しなければなりません。対象者には、関係書類を郵送しますので、忘れずに提出してください。

この届出がないと、8月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、18歳到達の年度末までの児童（心身に一定の障害をもつ児童は20歳未満）を養育している父母、又は養育者に支給されます。（所得による支給制限があります）

現況届の提出期間

8月1日（木）～30日（金）

◆支給額 児童一人の場合の月額

全部支給 42,910円

一部支給 10,120円

※2人目 5,070円

※3人目以降 3,040円

※3人目以降 6,080円加算

特別児童扶養手当

精神、又は身体に障害のある20歳未満の児童で、政令で定める1級及び2級の障害等級に該当する程度の状態にある方を養育する父母又は養育者に手当が支給されます。（所得制限あり）

◆所得状況届の提出期間

8月13日（火）～9月11日（水）

◆支給額

障害等級1級 52,200円

障害等級2級 34,770円

◆問い合わせ先

住民生活課 ☎341-8512

宮城県下水道排水設備工事責任技術者試験及び受験講習

試験要領

◆対象者 市町村に責任技術者として登録予定の方

◆試験日時 10月17日（木）

午後1時30分～3時30分

◆試験会場 宮城県民会館

◆申込期間

8月2日（金）～9月6日（金）

◆申込先 登録を予定している市町村の下水道担当課

◆受験講習

◆対象者 受験者で受講を希望する方

◆講習日時 10月2日（水）

午後1時～4時

◆講習会場 宮城県民会館

◆申込期間 試験申込時に受付

◆問い合わせ先

都市建設課 ☎341-8516

人事

固定資産評価審査委員会委員

固定資産評価審査委員会委員として次の方々が、7月1日付で選任されました。

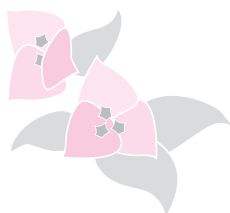
岡本 勝成（再任）



佐々木 修（再任）



松本 浩一（新任）



納税のお知らせ 納期限（口座振替日）9月2日（月）

税目等	納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村県民税				1期		2期		3期		4期			
固定資産税			1期		2期		3期		4期				
軽自動車税			全期										
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期			
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期	6期			
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	

納期限までに忘れずに納めましょう。口座振替の方は前日までに残高をご確認願います。納期限までに納付されない場合、督促手数料や延滞金が加算されます。

なお、病気やその他の事情により、納期限までに納付が困難な方の納付相談を随時受け付けています。

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513

今月の相談

お気軽にご相談ください

生活相談

生活の中での悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。（当日の電話相談も受け付けます。）

相談日	7日 (水)	21日 (水)	28日 (水)
-----	-----------	------------	------------

◆時 間 午前9時～正午

◆場 所 平林会館1階料理講習室

◆問い合わせ先

社会福祉協議会 ☎345-6631



宮城県司法書士会による出張相談会（無料）

◆相談日 7日（水）

◆時 間 午後1時～4時

◆場 所 平林会館1階料理講習室

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

消費生活相談

相談は予約不要で、電話での相談もできます。

相談日	7日 (水)	21日 (水)	28日 (水)
-----	-----------	------------	------------

◆時 間 午前9時～午後4時

◆場 所 平林会館2階第3研修室

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

全国家計構造調査にご協力をお願いします

10月から11月にかけて、全国家計構造調査を行います。

この調査は、国が行なう統計調査のひとつで、調査地域を選定し、5年ごとに行うものです。調査結果は、生活扶助基準の見直しや介護をはじめとした社会保障制度の検討資料などに広く利用されている大切な調査です。

調査に先立ち、対象となった地域の世帯状況を確認するため、知事が交付した「調査員証」を携帯した調査員が調査地域の全世帯を訪問し、世帯の状況などをお伺いします。

調査した内容は、統計以外の目的に使うことはありませんので、調査へのご回答をお願いします。

◆問い合わせ先

企画財政課 ☎341-8510



消費生活相談窓口から ＊転ばぬ先の消費者知識＊

◆問い合わせ先
住民生活課
☎341-8512

☆注意して！！夏の事故☆

1. 花火

毎年、花火でやけどをしたという事故の報告があります。手や足だけでなく顔、特に目のやけどなどは重症になる場合があります。事故は10歳未満の子どもの多くみられます。花火は火薬と火を使うため危険であることを忘れず、花火のパッケージや本体に書いてある注意事項を守り、子どもと一緒に楽しみましょう。

2. 着火剤

着火剤を使ってやけどをしたというケースは8月に多く発生しています。着火剤を使っていた人だけでなく、周りにいた人にも危害が及んでいます。子どもに使わせないことはもちろんですが、子どもの近くでは絶対に使わないでください。

注意 ・一度火をつけたら、継ぎ足しや追加投入はしない。
・揮発性が高いため着火剤を絞り出したら、すぐに火をつける。
・着火剤はふたを開けたままにしない。



3. 自動車の車内など高温になる場所

炎天下の車内は高温になっているため、やけどに注意しましょう。特にチャイルドシートの表面、金具などに注意してください。大人でも脱水症状や熱中症を起こす危険があるので、停止した車内にとどまることはやめましょう。

ライターやスプレー缶、缶入り炭酸飲料など、破裂したり爆発したりすると思われるものを直接日光が当たる場所に置かないようにしましょう。

事故やけがに注意して楽しい夏を過ごしてください。